

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者・雇用者向け経済支援策の概要 (政府決議第 68 号/NQ-CP・決定第 23 号/2021/QĐ-TTG)

I. 注意事項：

- (1) 労働者・雇用者ともに、各支援策において 1 回に限り支援を享受できる。
- (2) 労働者向けの補助金については、労働者向け支援策のうち 1 種類のみ享受でき、選択した支援策に応じた金額を現金で **1 回に限り**支給される（政府決議第 68 号/NQ-CP 第 2 項第 7 号および第 8 号に基づく、妊娠中の労働者、6 歳未満子供の育成中の労働者等追加支援策の該当者を除く）。適切な申請が行われた場合にのみ支援が実行され、自ら申請しない労働者は支援を受けることができない。
- (3) 補助金の財源：省／市の自己負担、また条件に該当する市や省は、地方予算に加えて国家予算が部分的に補助する。

II. 参考文献：

- 2020 年 5 月 12 日付政府決議第 68/NQ-CP 号（以下「決議 68 号」）
- 2021 年 7 月 7 日付首相決定第 23/2021/QĐ-TTG 号（以下「決定 23 号」）
- 2021 年 7 月 28 日付ベトナム社会保険オフィシャルレター第 1988/BHXH-TST 号（以下「OL1988 号」）
- 2021 年 7 月 12 日付ホーチミン市社会保険発行オフィシャルレター第 2645/BHXH-QLT 号（以下「OL2645 号」）

号	支援策	対象・享受条件	支援内容	手続き	処理期間
1	労働災害・職業病基金に納付する保険料の減少	<ul style="list-style-type: none"> - 対象：雇用者 - 条件：なし 	<ul style="list-style-type: none"> - 労働災害・職業病基金に納付する保険料の減少：0.5%から0%に引下げ¹。 - 適用時期：2021年7月1日～2022年6月30日（12か月間） <p>→上記の事情により、雇用者の社会保険・医療保険・失業保険負担率は以下のとおり変更される</p> <p>① 2021年7月1日～2021年12月31日：ベトナム人労働者は21%、外国人労働者は6%</p> <p>② 2022年1月1日～2022年6月30日：ベトナム人労働者は21%、外国人労働者は20%</p> <p>雇用者は、今回減額された労働災害・職業病基金への納付金額を<u>全て</u>、労働者の新型コロナウイルス感染症防止策に充てるべきことが想定されている²。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 手続きは不要である。 - 管轄社会保険役所から雇用者に対し、減額後の納付保険料額を郵便により通知する（OL1988号の添付様式02号）³。 	-

2	年金・死亡手当基金への保険料の納付の一時停止	<ul style="list-style-type: none"> - 対象：雇用者・労働者 - 条件：以下の条件を満たした雇用者に対し適用される。 ① 雇用者が 2021 年 4 月末迄について、社会保険料を十分に支払っているか、または適法な理由に基づき年金・死亡手当基金への保険料の納付を一時停止していること ② 新型コロナウイルスの影響により、申請時点で 2021 年 4 月と比べて社会保険に加入する労働者数が 15%以上減 	<ul style="list-style-type: none"> - 以下の比率で年金・死亡手当基金への保険料の納付を一時停止する： <ul style="list-style-type: none"> + 雇用者に対し：14% + 労働者に対し：8%. - 適用時期：雇用者の申請の提出日より 6 か月間。2020 年に既に年金・死亡手当基金の減額支援を受けた企業も、条件を満たしていれば申請が可能だが、一時停止の合計時間は 12 か月間を上限とする。 ※注意：雇用者と労働者は、年金・死亡手当基金への納付の一時停止のみが許可されており、免除されるものではない。そのため、年金・死亡手当基金への納付の一時停止が承認された企業は、一時停止期間中に本来納付す 	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書類：雇用者は決定 23 号添付の様式 01 号を提出する（14 日間以上の休業となった労働者リストを同封する） - 提出先：労働傷病兵社会局、および社会保険の徴収を、管轄する社会保険事務所に電子ファイルまたは書面にて送付する。 	申請書類の受領日から 4~5 営業日
---	------------------------	--	--	---	---------------------------

¹雇用者が 2021 年 7 月からの 12 か月間について労働災害・職業病基金に納付する保険料が免除されるとの意である。当該金額の納付自体が不要である（弊社問い合わせに対する 2021 年 7 月 23 日付ホーチミン市保健局回答より）。

²2021 年 8 月 2 日時点では、当該資金をもって労働者を支援する義務があるかどうかについて政府がまだ指導やガイドラインを公布していないため、これらの公式見解の発表を待つことが推奨される（弊社問い合わせに対する 2021 年 7 月 23 日付ホーチミン市保健局回答より）

³OL2645 号第 2 項

		少 ⁴ したこと（2021年5月以降の定年退職者を除く）	るべきであった保険料を、一時停止期間の終了後に納付する必要がある。十分かつ期限通りに納付しない場合、規定に基づき延滞利息が課される。		
3	職（勤め口）を維持するための労働者向け訓練の支援	<ul style="list-style-type: none"> - 対象：雇用者 - 条件：以下の条件を満たした雇用者に対し適用される。 <p>① 失業保険の加入対象となった労働者に対し、支援申請時点まで 12 か月以上の失業保険料を十分に納付したこと</p> <p>② 2019年労働法第42条1項に基づき会社の構造又は技術が変更されたこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 補助金：最大 VND 1,500,000 / 1名 / 1か月。具体的な補助金は各職業または各訓練コースの実際の学習時間に応じて計算される。 - 適用時期：6か月間 	<p>ステップ1：雇用者から管轄の社会保険事務所に対し、保険料を十分に納付したことの確認を依頼する⁵。</p> <p>ステップ2：雇用者は本社所在地の労働傷病兵社会局に以下の必要書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 決定23号添付の様式03号 ② 構造又は技術の変更に關する書面 	<p>ステップ1：2営業日</p> <p>ステップ2：書類の受領日から10営業日</p>

⁴ 決定23号第5条1項

⁵ 決定23号第11条およびOL1988号第1章2条1項

		<p>③ 支援申請時点の直前四半期の売上高が、2019年または2020年同期の売上高と比べて10%以上減少したこと</p> <p>④ 決定23号の付録様式02号に基づき、職（勤め口）を維持するための労働者向け職業能力向上教育・訓練の計画を提示できること</p>		<p>③ 職を維持・向上目的の職業能教育・訓練・向上の計画提案書</p> <p>④ 雇用者が労失業保険を十分に納付した旨の社会保険事務所の確認書</p>	
4	労働契約の一時履行停止または休職（無給休暇）となった労働	<p>- 対象：労働者</p> <p>- 条件：以下の条件を満たした労働者に対し適用される。</p> <p>① 労働契約書の期間内で2021年5月1日～12月31日の間に30日間以上労働契約の一</p>	<p>- 補助金：</p> <p>① 労働契約の履行の一時停止または休職期間が15日以上1か月（30日間）未満の労働者：VND 1,855,000/名</p> <p>② 労働契約の履行の一時停止または休職期間が1か月（30日間）以上の労働者：VND 3,710,000/名</p>	<p><u>ステップ1</u>：雇用者から社会保険事務所に対し、労働者が社会保険に加入していることの確認を依頼する⁶。</p> <p><u>ステップ2</u>：雇用者は本社所在地の県レベルの人民委員会に以下の書類を提出する。</p>	<p><u>ステップ1</u>：2営業日</p> <p><u>ステップ2</u>：書類の受領日</p>

⁶ 決定23号第15条およびOL1988号第1章4条1項

	<p>者に対する支援策</p>	<p>時履行停止また無給休暇となったこと</p> <p>② 労働契約の一時履行停止または無給休暇の開始時点が2021年5月1日～12月31日の間にあること</p> <p>③ 労働契約の一時停止または無給休暇の開始月の前月まで強制社会保険に加入していること</p>	<p>※注意：以下に該当する労働者は上述の補助金に加え以下を享受できる。</p> <p>+妊娠中の女性労働者：VND 1,000,000／名</p> <p>+6歳未満の子を養育中の労働者： VND 1,000,000／子（父母または法的保護者のいずれか1名にのみ支給される）</p> <p>- 適用時期：2021年5月1日～2021年12月31日</p>	<p>（提出期限：2022年1月31日）</p> <p>① 労働契約の履行の一時停止または休職に関する合意書（コピー）</p> <p>② 社会保険事務所の確認を得た労働者リスト（決定23号添付の様式05号）</p> <p>③ 労働者の妊娠証明書、子供の出生証明書または出生届出書、養子縁組証明書、代替養育の決定書（公証コピー／コピーと比較対照用の原本）のうち該当するもの</p>	<p>から4営業日</p>
<p>5</p>	<p>休業した労働者に</p>	<p>- 対象：労働者</p> <p>- 条件：以下の条件を満たした労働者に対し適用される。</p>	<p>- 補助金：VND 1,000,000／名</p> <p>※注意：以下に該当する労働者は上述の補助金に加え以下を享受できる。</p>	<p><u>ステップ1</u>：雇用者から社会保険事務所に対し、労働者が社</p>	<p><u>ステップ1</u>：2営業日</p>

<p>対する支援策</p>	<p>① 労働契約に従い就労したが、労働法第 99 条 3 項に基づき休業となったこと</p> <p>② 2021 年 5 月 1 日～2021 年 12 月 31 日の間に管轄官庁の命令により 14 日以上医療隔離の対象となった、または封鎖地域に滞在している（いた）こと</p> <p>③ 労働法第 99 条 3 項に基づき、休業開始月の前月まで強制社会保険に加入していること</p>	<p>+妊娠中の女性労働者：VND 1,000,000/名</p> <p>+6 歳未満の子を養育中の労働者： VND 1,000,000/子（父母または法的保護者のいずれかの 1 名にのみ支給される）</p> <p>- 適用時期：2021 年 5 月 1 日～12 月 31 日</p>	<p>会保険に加入していることの確認を依頼する⁷。</p> <p>ステップ 2：雇用者は本社所在地の県レベルの人民委員会に以下の書類を提出する（提出期限：2022 年 1 月 31 日）。</p> <p>① 管轄官庁により 2021 年 5 月 1 日～12 月 31 日の間に発行された新型コロナウイルス感染症の防止のための隔離要求書面（コピー版）</p> <p>② 社会保険事務所の確認を得た労働者リスト</p> <p>③ 労働者の妊娠証明書、子供の出産証明書または出産届出書、養子縁組証明書、代替養育の決定書（公証コピー）</p>	<p>ステップ 2：書類の受領日から 6 営業日</p>
---------------	---	---	--	-------------------------------------

⁷ 決定 23 号第 19 条および OL1988 号第 1 章 4 条 1 項

				ー／コピーと比較対照用の 原本)のうち該当するもの	
6	労働契約 が終了し たが失業 手当の給 付対象と ならない 労働者に 対する支 援策	<ul style="list-style-type: none"> - 対象：労働者 - 条件：以下の条件を満たした労働者に対し適用される。 ① 労働契約の終了月の前月まで強制社会保険に加入していること ② 2021年5月1日～2021年12月31日の間に労働契約が終了したが失業手当の給付対象にならないこと <p>ただし、以下の場合を除く：</p> <p>(a) 労働者が一方的に労働契約を違法に終了した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 補助金：VND 3,710,000／名 <p>※注意：以下に該当する労働者は上述の補助金に加え以下を享受できる。</p> <p>+妊娠中の女性労働者：VND 1,000,000／名</p> <p>+6歳未満の子を養育中の労働者： VND 1,000,000／子（父母または法的保護者のいずれかの1名にのみ支給される）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 適用時期：2021年5月1日～12月31日 	<p>労働者は以下の書類を省の雇用サービスセンターに提出する（期限：2022年1月31日）</p> <p>① 決定 23号添付の様式 07号に基づく支援申請書</p> <p>② 以下のいずれかの公証コピー／コピーと比較対象用の原本：</p> <p>(a) 期限が満了し、または規定された業務が完遂した労働契約</p> <p>(b) 退職の決定書</p> <p>(c) 労働契約の終了に関する通知書または合意書</p> <p>③ 社会保険簿、または強制社会保険と失業保険の加入に</p>	5～30 営業日

		(b) 毎月年金または労働能力喪失手当の給付を受給している場合		<p>関する会保険事務所の確認書（コピー）</p> <p>④ 労働者の妊娠証明書、子供の出産証明書または出産届出書、養子縁組証明書、代替養育の決定書（公証コピー／コピーと比較対照用の原本）のうち該当するもの</p>	
7	休業手当・生産回復の給与の支払いのための、雇用者向け融資	<ul style="list-style-type: none"> - 対象：雇用者 - 条件：決定 23 号第 38 条に基づく適格雇用者 	<p>① 休業手当を支払うための融資：</p> <p>+ 貸付額の目安：上限額は、実際の休業期間（ただし3か月を上限とする）と労働者の人数に対応する地域最低賃金相当額（貸付上限額＝地域最低賃金 x 休業の対象となった労働者の人数 x 休業月数（3か月を超えない））</p> <p>+ 貸付期間：12 か月間以内</p>	<p><u>ステップ 1</u>：雇用者から社会保険事務所に対し、労働者が社会保険に加入していることの確認を依頼する⁸。</p> <p><u>ステップ 2</u>：雇用者は、本社所在地の社会政策銀行に対し、決定 23 号第 40 条に定められた融資申請書類を提出する。</p>	<p><u>ステップ 1</u>：2 営業日</p> <p><u>ステップ 2</u>：書類の受領日から約 7 営業日</p>

⁸ 決定 23 号第 40 条および OL1988 号第 1 章 4 条 1 項

			<p>② 生産回復の際、労働者に給与を支払うための融資：</p> <p>+ 貸付額の目安：上限額は労働契約に基づき就労している労働者に対する最低賃金相当額</p> <p>+ 支援策の適用時期：最大3か月間</p> <p>+ 貸付期間：12か月間以内</p>	<p>融資申請書類の受付期間： 2022年3月25日まで</p>	
--	--	--	--	---	--